

行政相談委員が

行政相談出前教室

暮らしと行政について

12月3日、行政相談委員が総務省奈良行政評価事務所職員と広陵東小学校を訪問されました。

6年生を対象に電子黒板を使って「暮らしと行政」について、わかりやすくお話していただきました。
また、行政相談委員の仕事の紹介とともに、行政についての困りごとがあれば、一人で悩まず遠慮なく相談いただくようにお話されました。



電子黒板を使つての説明



ご寄附ありがとうございました

みどりのふるさと応援寄附



▲平岡町長に手渡されました
左から植田さん、茶木さん

12月22日、広銀会の会員である茶木さんと植田明さんが来庁され、「広陵町みどりのふるさと応援寄附」をいただきました。

広銀会は、「働ける喜びに感謝の心をこめて」と、募金にご協力いただき、活気あるまちづくりのためにと、ご寄附いただきました。

ご寄附は「みどりのふるさと応援基金」に積み立て、まちづくりに役立てさせていただきます。

広陵町みどりのふるさと応援寄附

みどりのふるさととして、広陵町を愛し、応援していただけるかたがたからの寄附を受付しています。

詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ先

役場 管理課 ☎内線1224

20歳になったら

国民年金

国民年金は、やがて訪れる老後や、生活の安定を損なうような方が一の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。
20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

○国民年金の加入手続きは、どうで行えばいいの？

A. 国民年金の加入手続きは、役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。

○毎月の保険料が支払えないときはどうすればいいの？

A. 20歳になれば、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。
※学生納付特例制度の申請には、在学証明書または学生証の写しが必要です。

若年者猶予制度（30歳未満）、納付特例制度とは？

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、比較的所得の少ない若年層の方や所得がない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などにより障がいが残ってしまった場合に、障がい基礎年金を受けることができないなどのことを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。
※本人や配偶者の所得の審査があります。

◆問い合わせ先

○大和高田年金事務所

☎ (22) 3531

○役場 保険年金課

☎ 内線 1147

